

特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会助成金交付規程

(目 的)

第1条 この特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、定款第5条第1項第1号に基づき、会員（以下「加盟団体」という。）及び構成員に交付する助成金（以下「助成金」という。）の交付基準を定めたものである。

(対 象)

第2条 本会加盟団体及び構成員とする。

(種 類)

第3条 助成金の種類は次のとおりとする。

(1) 東葛地区親交助成金

東葛地区の親睦を図る大会において、我孫子市を代表して出場する場合の参加費を助成する。（但し、30,000円を上限とし、年度中、1団体1大会を限度とする。）

(2) 全国大会出場助成金

予選会を経て全国大会へ出場する場合、参加費を助成する。但し、全国実業団及び全国レディース等出場選手の限定された大会、年齢別大会では、参加費の2分の1を助成するものとする。（20,000円を上限とする。）

(3) その他特に会長が必要と認めた加盟団体及び構成員で役員会の決議を経て助成できる。

(申 請)

第4条 交付を受けようとする加盟団体及び構成員は、申請書に次に掲げる書類を添付し会長に提出し、理事会において報告しなければならない。

(1) 第3条第1項及び第2項の加盟団体及び構成員の出場する大会の要項

(2) 第3条第3項の場合は、特に会長が必要と認めた書類

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行する。